

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

|  |         | 資料番号 |         | 4       |              | 担当課 |  | 市町振興課 |  |
|--|---------|------|---------|---------|--------------|-----|--|-------|--|
| 法令名  | 住民基本台帳法 | 根拠条項 | 第30条の32 | 許認可等の内容 | 自己の本人確認情報の開示 |     |  |       |  |
| <p>○住民基本台帳法<br/>(自己の本人確認情報の開示)</p> <p>第三十条の三十二 何人も、都道府県知事又は機構に対し、第三十条の六第三項又は第三十条の七第三項の規定により磁気ディスクに記録されている自己に係る本人確認情報について、書面により、その開示(自己に係る本人確認情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。</p> <p>2 都道府県知事又は機構は、前項の開示の請求(以下この項及び次条第一項において「開示請求」という。)があつたときは、開示請求をした者(以下この項及び次条第二項において「開示請求者」という。)に対し、書面により、当該開示請求に係る本人確認情報について開示をしなければならない。ただし、開示請求者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。</p> <p>(開示の期限)</p> <p>第三十条の三十三 前条第二項の規定による開示は、開示請求を受理した日から起算して三十日以内にならなければならない。</p> <p>2 都道府県知事又は機構は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示をすることができないときは、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、同項の期間内に開示をすることができない理由及び開示の期限を書面により通知しなければならない。</p> <p>○愛媛県住民基本台帳法施行細則<br/>(本人確認情報の開示手続)</p> <p>第3条 法第30条の32第1項の規定に基づく自己に係る本人確認情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)は、本人確認情報開示請求書(様式第2号)により行わなければならない。</p> <p>2 開示請求をする者は、次項に規定する場合を除き、運転免許証、健康保険の被保険者証その他の本人確認情報の本人であることを証明するために必要な書類として知事が適当と認めるものを提示しなければならない。</p> <p>3 法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合は、当該法定代理人は、自己に係る前項に規定する書類及び戸籍謄本その他の法定代理人の資格を証明するために必要な書類として知事が適当と認めるものを知事に提示しなければならない。</p> <p>4 法第30条の32第2項ただし書の規定に基づく書面以外の方法による本人確認情報の開示は、本人確認情報が表示されたディスプレイの画面を閲覧させることにより行うものとする。</p> <p>(開示期限の延長の通知)</p> <p>第4条 法第30条の33第2項の規定に基づく通知は、本人確認情報開示期限延長通知書(様式第3号)により行うものとする。</p> |         |      |         |         |              |     |  |       |  |

○住民基本台帳事務処理要領

第5-5(1) 本人確認情報の開示

ア 請求の受理

本人確認情報の開示を請求する者に対し、氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別を明らかにさせることが適当である。

なお、これらの事項は、事務の適正・迅速な処理に資するよう定型的な請求書様式を作成し、原則としてこれに記載させることとするのが適当である。

イ 請求の際に提示させる書類

請求者が本人であることを確認するための書類を提示させることとし、その取扱いは、第2-2-(4)-ア-(イ)に準じて取り扱う。

ウ 開示 (法第30条の32及び第30条の33)

都道府県知事又は機構は、開示請求があったときは、開示請求を受理した日から起算して30日以内に開示請求をした者に対し、書面により本人確認情報を開示する。ただし、開示請求者の同意があるときは、出力された帳票を提示する、ディスプレイの画面を見せる等書面以外の方法により開示することができる。

エ 郵送等による開示の請求については、第2-2-(4)-ア-(イ)に掲げる書類(これらの書類を複写機により複写したものを含む。)

等を添付させることにより本人確認を行う。この場合において、必要に応じ、適宜、電話等により質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

オ 本人確認情報の開示請求については、電子情報処理組織(都道府県知事の使用に係る電子計算機と請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。当該請求については、入力する事項についての情報に電子署名を行わせ、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信させることにより、本人確認を行う(情報通信技術活用法第6条第1項並びに主務省令第4条第1項及び第2項)。当該請求に対する開示については、ウに準じて行う。

カ 本人確認情報の開示請求については、本人からの請求により、当該本人に対して開示する制度であるので、本人自らが請求をするべきであるが、未成年者や成年被後見人のように自ら請求することが困難な者もあることから、未成年者及び成年被後見人の法定代理人、登記事項証明書の代理行為目録により当該請求の代理権を有していると認められる保佐人及び補助人に限り、本人に代わって請求することができることとするのが適当である。その場合の取扱いは、第2-2-(4)-エに準じて取り扱う。

第2-2-(4)-ア-(イ)

変更請求書を提出する際には、次に掲げるいずれかの書類を提示させ(令第30条の3及び規則第9条の2)、住民票コードの記載の変更を請求する者が本人であることを確認する。

個人番号カードによる本人確認は、暗証番号を照合したうえで本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と請求書に記載された事項を照合することにより行うものとし、個人番号カード以外の書類による本人確認は、その表面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と請求書に記載された事項を照合すること等により行うものとする。ただし、個人番号カードについては、個人番号カード等の機能の不具合により本人確認を行うことができない場合に限り、個人番号カード以外の書類による本人確認と同様の方法により本人確認を行うこととして差し支えない。

A 個人番号カード(請求書の提出時点で有効期間内であって、個人番号カード等に関する技術的基準(平成27年総務省告示第314号。以下「カード技術基準」という。)第4-2-(1)の個人番号カードの運用状況(以下「カード運用状況」という。))が運用中である個人番号カードに限る。又は運転免許証、健康保険の被保険者証その他法律若しくはこれに基づく命令の規定により交付された書類(有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。)であって当該請求者が本人であることを確認するため、市町村長が適当と認めるもの。

例示した書類のほか、法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、各種年金証書、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書等が考えられる。

なお、戸籍謄本、住民票の写し等本人以外の者でも取得できる書類は、本人であることを証明するための書類に該当しない。

B Aに掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、当該請求人が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類

市町村長が適当と認める書類とは、Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証等、申請者本人であることを確認するため、郵便その他市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書その他の市町村長が総合的に勘案して書類の所持者が本人であると判断できるものである。

なお、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。